

# 愛知県生涯学習推進センター閲覧用パソコン利用及び書籍、 視聴覚教材貸出規約

## 第1章 利用の原則

- 1 愛知県生涯学習推進センター（以下「センター」とします。）のラウンジに設置してある閲覧用パソコン（以下「閲覧用パソコン」とします。）の利用及びセンターが管理する生涯学習関係書籍、視聴覚教材（ビデオ、CD-ROM、DVD-ROM等）の貸出には、この規約をご了承いただき、利用の登録をする必要があります。登録がない場合は利用できません。
- 2 登録を希望される方は、この規約をよくお読みになった上で、所定の利用者カード申込書（様式1）に必要事項を記入して、本人であることを確認できるものと一緒に提出してください。本人であることが確認でき次第、利用者カードを発行いたします。
- 3 利用者カードの発行により、この規約に同意があったものとみなします。
- 4 この規約において、運営者等とは愛知県教育委員会および公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団（生涯学習推進センター）を指します。

## 第2章 利用者カード

- 1 閲覧用パソコンの利用及び書籍、視聴覚教材の貸出をうけるときは、利用者カードを提示してください。
- 2 利用者カードは本人以外は使用できません。
- 3 利用者カードは利用者の責任において、管理してください。
- 4 利用者カード申込書に記載してある内容に変更があった場合は、速やかに変更を届け出てください。届出の際は、本人であることが確認できるものを提示してください。
- 5 利用者カードの紛失、盗難はただちにご連絡ください。
- 6 利用の登録はいつでも取りやめることができます。取りやめるときは、所定の申込書（様式1の下部）に必要事項を記入して届け出てください。不要になった利用者カードはこのときに返却してください。
- 7 紛失、盗難等により本人に損害が発生しても、運営者等はその責めを負いません。
- 8 次の場合、利用者に通知することなく利用者カードを失効させ、以後の使用を認めない場合があります。
  - (1) 虚偽に基づく申請があった場合
  - (2) 禁止事項に違反した場合
  - (3) 利用登録者本人が死亡した場合
  - (4) その他、不適切な行為が行われた場合
- 9 利用者カードの有効期限はカードの発行日から3年とします。

## 第3章 閲覧用パソコン利用及び書籍、視聴覚教材貸出手続

- 1 閲覧用パソコンの利用については、次のとおりとします。

- (1) 閲覧用パソコンの利用を希望する場合は、センター受付窓口にて利用者カードを提示し、利用記録簿を記入してください。
  - (2) 利用料金は無料とします。
  - (3) 利用時間は、最長でも1時間までとします。
  - (4) 利用後はセンター受付窓口に申し出てください。
- 2 書籍の貸出については、次のとおりとします。
- (1) 貸出を希望する場合は、センター受付窓口にて利用者カードを提示し、書籍貸出申込書（様式2）を提出してください。
  - (2) 貸出料金は無料とします。
  - (3) 貸出冊数は、原則として1回につき2冊までとします。未返却の書籍がある場合には、その数を合算するものとします。
  - (4) 貸出期間は2週間以内とします。ただし、返送に要する期間を含みます。
  - (5) 閲覧用としてセンター長が指定した書籍は、原則として貸出不可とします。
  - (6) 貸出期間の延長については、原則1回限りとし、その際の連絡は電話による連絡も可とします（延長期間については最初の貸出期間の終了日の翌日から始まるものとし、2週間以内とします）。
  - (7) 返却日までに返却されない場合は、以後の貸出を停止することがあります。
  - (8) 郵送による返却も可としますが、その場合には書籍が破損しないよう梱包して郵送してください（送料は利用者が負担するものとします）。
- 3 視聴覚教材の貸出については、次のとおりとします。
- (1) 貸出を希望する場合は、センター受付窓口にて利用者カードを提示し、視聴覚教材貸出申込書（様式3）を提出してください。
  - (2) 貸出料金は無料とします。
  - (3) 貸出本数は、原則として1回につき2教材までとします。未返却の教材がある場合には、その数を合算するものとします。
  - (4) 貸出期間は1か月とします。ただし、返送に要する期間を含みます。
  - (5) 視聴覚教材の貸出の予約を希望する場合は、電話により予約することができます。
  - (6) 返却日までに返却されない場合は、以後の貸出を停止することがあります。
  - (7) 郵送による返却も可としますが、その場合には破損しないよう梱包して郵送してください（送料は利用者が負担するものとします）。

#### 第4章 禁止事項

- 1 利用者のみなさまが、安全に安心して閲覧用パソコンを利用できるように、次の事項を禁止します。
  - (1) 外部メディア（USBメモリ、CD、DVD等）の接続、使用
  - (2) パソコンの設定変更
  - (3) 設定されている機能制限を解除する一切の行為およびこれを試みる行為

- (4) ソフトウェアのインストールおよびアンインストール
- (5) あらかじめ使用を設定した以外のプロトコル、ポートの使用
- (6) 実行可能な形式のファイル、圧縮ファイル、修正パッチ等各種アップデートのダウンロードおよびこれらの適用
- (7) インターネットを利用した金銭の移動等
- (8) チャット、掲示板、ブログ等
- (9) Webメール
- (10) オンラインストレージの使用
- (11) 誹謗中傷、犯罪のそそのかしやこれらを推奨する行為
- (12) わいせつ・売春・暴力・残虐等、公序良俗に反するサイトの閲覧
- (13) 不正アクセス、ハッキング等、インターネットを通じての非合法的な行為
- (14) 電源のシャットダウン

※閲覧用パソコンの管理運営上、係員が利用者にお声をかけたり、利用中の画面を見たりすることがあります。

- 2 書籍、視聴覚教材の複製を禁止します。
- 3 書籍、視聴覚教材の転貸を禁止します。
- 4 この禁止事項に違反する行為を行った場合、即座にかつ強制的に利用を停止することがあります。これによって発生した損害について、運営者等は一切の責任を負いません。

## 第5章 個人情報

- 1 利用者カードの申込みのとき、次の個人情報をお預かりいたします。
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 連絡先電話番号
- 2 お預かりした個人情報は次の目的でのみ使用し、このほかの目的で使用することはありません。
  - (1) 閲覧用パソコン及び貸出書籍、視聴覚教材の管理
  - (2) 本人への連絡
  - (3) 立法、行政、司法による適法、適正な情報の照会

## 第6章 免責

- 1 閲覧用パソコンは、利用者の責任においてご利用ください。その利用によりなされた一切の行為およびその結果について、利用者はすべての責任を負います。
- 2 運営者等の責によらざる事由により、閲覧用パソコンが利用できなくなった場合、運営者等はこれによる損害の発生についての責任を負いません。
- 3 書籍、視聴覚教材を紛失、破損することのないよう取扱いに十分注意してください。万が一、紛失や破損した場合は利用者が弁償することとします。

## 第7章 その他

- 1 この規約は、利用者の了解を得ることなく変更されることがあります。その際、閲覧用パソコンの利用及び書籍、視聴覚教材の貸出については、変更後の利用規約によるものとします。
- 2 この規約は、平成27年5月1日より効力を生じるものとします。
- 3 この規約の変更は、令和元年5月1日より効力を生じるものとします。
- 4 この規約の変更は、令和2年4月1日より効力を生じるものとします。

<様式1>

### 愛知県生涯学習推進センター利用者カード申込書

年 月 日

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団  
愛知県生涯学習推進センター長 殿

ID番号		※太枠内をご記入ください。	
氏名			
住所		〒	
連絡先	自宅	—	—
	携帯	—	—
確認書類	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
受付者			

愛知県生涯学習推進センター閲覧用パソコン利用及び書籍、視聴覚教材貸出規約に基づき申込みます。

	再発行日	受付者		再発行日	受付者
1			3		
2			4		

### 愛知県生涯学習推進センター利用者カード利用停止申込書

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団  
愛知県生涯学習推進センター長 殿

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

カードの利用停止を希望します。

利用カード返却

受付者 \_\_\_\_\_

# 書籍貸出申込書

<様式2>

年 月 日

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団  
愛知県生涯学習推進センター長 殿

ID 番号	
氏名	
貸出受付者	
返却確認者	月 日

愛知県生涯学習推進センター閲覧用パソコン利用及び書籍、視聴覚教材貸出規約に基づき、下記のとおり書籍の貸出を申し込みます。

## 記

### 1 貸出希望書籍 (2冊以内)

冊数	タイトル	備考
①		
②		

### 2 貸出期間 (2週間以内) 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

※返送の場合は、返送期間を含みます。

### 3 返却方法 (どちらか一つを○で囲んでください。)

- ア 生涯学習推進センターへ直接返却 (月~金 9:00~17:00) ※ただし祝休日・年末年始を除く  
イ 郵送による返送 (利用者の元払い)

## 利用上の注意

- ① 書籍を紛失・破損することのないよう取扱いに十分注意してください。
- ② 書籍の複製および転貸は禁止です。



愛知県生涯学習情報システム  
学びネットあいち

連絡先 : 愛知県生涯学習推進センター  
(月~金 9:00~17:00 ・ 祝休日・年末年始を除く)  
〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号  
<https://www.manabi.pref.aichi.jp/>  
TEL 052-961-5333 FAX 052-961-0232

# 視聴覚教材貸出申込書

様式 3

年 月 日

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団  
愛知県生涯学習推進センター長 殿

住 所	〒
電 話	
申込者氏名	
ID 番号	
予約受付者	月 日
貸出受付者	
返却確認者	月 日

愛知県生涯学習推進センター閲覧用パソコン利用及び書籍、視聴覚教材貸出規約に基づき、下記のとおり視聴覚教材の貸出を申し込みます。

記

## 1 貸出希望教材 (2本以内)

本数	タイトル	備考
①		
②		

## 2 貸出期間 (1か月以内) 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )

※返送の場合は、返送期間を含みます。

## 3 返却方法 (どちらか一つを○で囲んでください。)

- ア 生涯学習推進センターへ直接返却 (月～金 9:00～17:00) ※ただし祝休日・年末年始を除く  
イ 郵送による返送 (利用者の元払い)

愛知県生涯学習推進センター (月～金 9:00～17:00・祝休日・年末年始を除く)  
〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 <https://www.manabi.pref.aichi.jp/>  
TEL 052-961-5333 FAX 052-961-0232